

第 6 章 景観形成の推進

6-1 推進体制

1 村民・事業者・行政の役割

景観法では、国や行政の他、事業者、住民についても責務を定めています。

これは、景観とは多種多様な要素から構成されることから、国や行政だけでなく、事業者、村民がそれぞれの立場から良好な景観を形成するために、それぞれが課せられた責務を果たさなければなりません。

その上で、村民・事業者・行政は、良好な景観の形成に向けた取り組みの重要性を認識し、協力体制を構築しながら、村全域、地域、景観要素から進める景観づくりについて、自発的に取り組むことが大切です。

また、今後の取り組みの進展に応じて、計画の一層の充実を図るとともに、さらなる景観づくりへとつなげていきます。

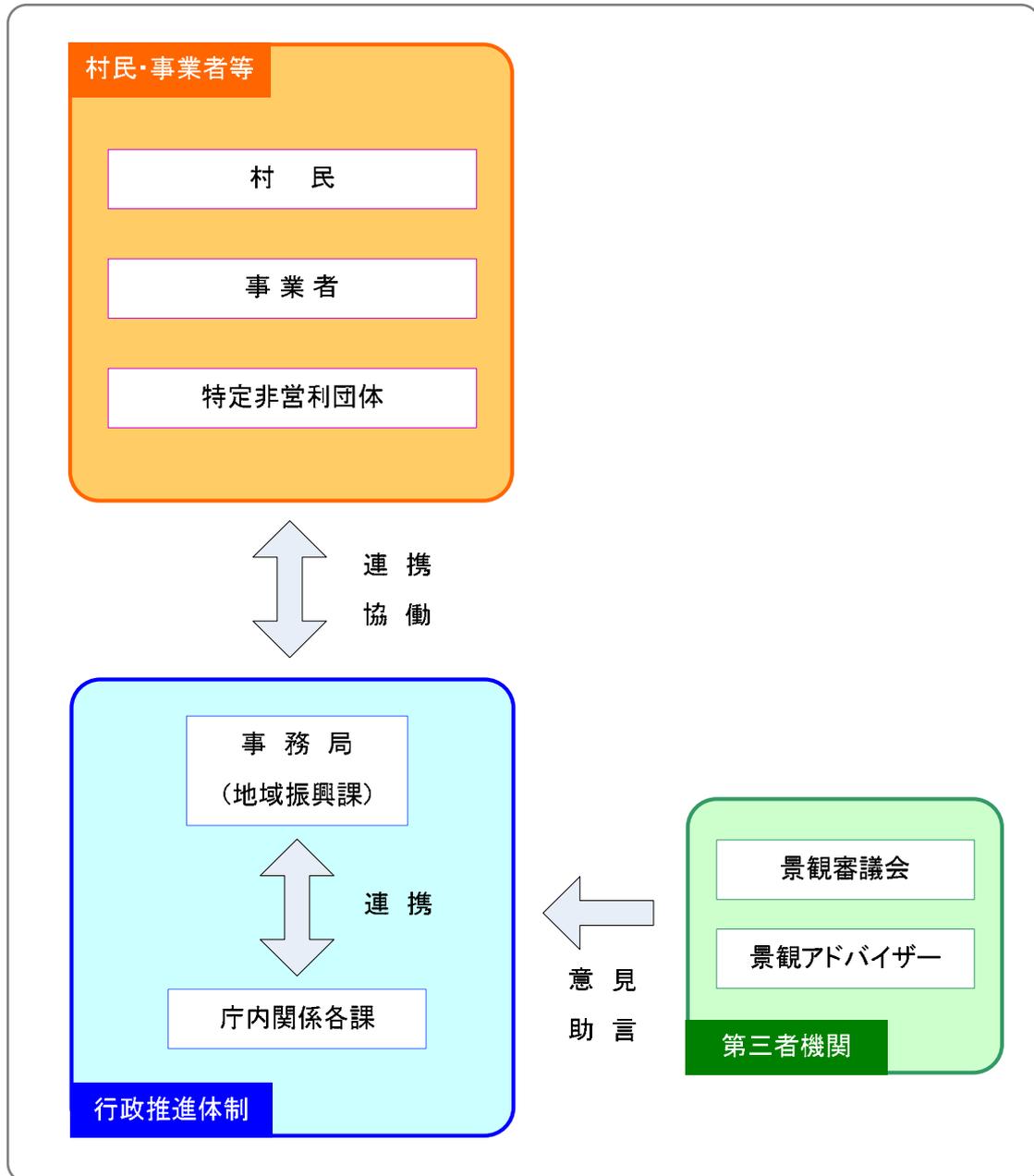
村民・事業者・行政の役割を次ページに表します。

主体別の役割と主な取組み（例）

主体	役割	主な取組み（例）
村民	地域の身近な景観づくりの推進	「おもてなし事業」 「ガーデニング事業」
	地域の景観づくりやまちづくりへの参画	「景観まちづくり学習講座」 「屋外広告物等規制内容の検討」 「行為の制限の遵守」
	村が行う景観施策への協力	「ゴミ置き場調査」 「きれいなゴミ置き場づくり事業」
事業者	地域の景観づくりやまちづくりへの参画	「おもてなし事業」 「ガーデニング事業」
	村が行う景観施策への協力	「行為の制限の自発的な参加・協力」
	開発事業等における景観形成基準等への適合や率先した良好な景観整備	「行為の制限の自発的な参加・協力」
	企業ボランティアなどによる景観形成に関わる社会貢献	「耕作放棄地対策事業」 「山林荒地対策事業」
行政	景観計画の推進・拡充	「景観まちづくり学習支援事業」
	届出制度による建築行為等の規制誘導	「屋外広告物等規制内容の検討」
	村民等の景観づくりへの支援	「景観取り組み啓発事業」 「景観住民組織支援」
	村民等の景観に対する意識啓発	「残したい風景画コンテスト」 「水辺の生き物調査」
	公共施設整備等における先導的な景観整備	「道路改修事業」 「河川改修事業」
	国・県・隣接市町村の関係機関との連携	「ロマンチック街道整備事業」

2 推進体制

景観形成の推進のための体制を以下のように表します。



3 庁内推進体制について

職員意識の向上

景観づくりを推進するためには、景観担当課だけではなく、庁内が連携した取り組みが必要です。職員一人ひとりが景観づくりの担い手として自覚し、積極的に取り組んでいくため、研修機会等の充実を図り、NPO団体等の実施する草刈や花植え事業に際しては、職員が参加し意識の向上や共通認識の構築を図ります。

庁内推進体制の充実

村民・事業者・行政が連携した景観づくりの取り組みに対する促進・調整役としての役割を担い、景観行政を着実に推進していくため、建築確認申請や農地転用許可申請に関する相談等について、庁内体制の充実を図ります。

4 今後の景観形成の推進の取り組みについて

景観審議会

景観に関わる幅広い分野の学識経験者や村議会委員から構成し、景観条例の規定により定められた事項や良好な景観の形成に関する事項を調査審議する機関として、景観審議会を設置します。

景観アドバイザー

大規模建築物や公共事業など、また、その他屋外広告物や建築物、工作物等の個別の計画に関する具体的な景観誘導事項などについて、村の求めに応じて専門的な見地から助言を行なう景観アドバイザーを設置します。

景観補助事業の活用について

ハード事業に関しては、近年の財政事情を考慮して、国又は県の補助を活用します。